

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 採用した職員に占める女性の割合50%を維持するとともに、事業所間における女性応募者の偏りを是正するよう努める。

対策1 採用ホームページ等で、当法人で活躍する女性職員を積極的に紹介する。

対策2 家庭と仕事を両立しやすい労働環境を整備する。

目標2 業務の効率化を図り、平均残業時間数の削減を目指す。

対策1 作業内容、作業時間、作業方法等を精査し、業務にムダがないか検証する。

対策2 業務分担の見直し等により、業務量の偏りを均衡化する。

目標3 有給休暇取得率80%以上を目指し、事業所間、職員間の取得率の均衡化を図る。

対策1 取得率が低い事業所において、有休が取りにくい要因を分析し、取得率の高い事業所の事例を参考にして取得率の向上を図る。

対策2 取得率の低い職員からのヒアリングにより、業務分担の見直しを行う。